



転載禁止

神保高介指第 1183 号
平成 30 年 10 月 29 日

株式会社ライフケア
代表取締役 山下 常男 様

神戸市長 久元 喜造



指定更新申請について、介護保険法第 70 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 11 が準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として下記のとおり指定を更新します。

記

1 事業所名	株式会社ライフケア神戸支店
2 事業所所在地	神戸市兵庫区三川口町一丁目 1 番 35 号カハイツ兵庫 1 階
3 介護保険事業所番号	2870502503
4 指定更新年月日	平成 30 年 11 月 1 日
5 指定の有効期間の満了日	平成 36 年 10 月 31 日
6 サービス種別	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

<留意事項>

1. 変更の届出について

指定された事業所の名称、所在地など法令で定める事項に変更が生じたときは、その旨を 10 日以内に神戸市長に届け出ること。

2. 廃止・休止・再開の届出について

指定された事業について廃止、休止する場合、その旨を 1 月前までに神戸市長に届け出ること。

指定された事業について再開した場合、その旨を 10 日以内に神戸市長に届け出ること。

3. 指定取り消しについて

厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなるなど、介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項に該当する場合には、指定を取り消すことがあること。

担当者：神戸市保健福祉局介護指導課指定係

電話番号 322-6771



転載禁止

神保高介指第 1184 号
平成 30 年 10 月 29 日

株式会社ライフケア
代表取締役 山下 常男 様

神戸市長 久元 喜造



指定更新申請について、介護保険法第 70 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 11 が準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として下記のとおり指定を更新します。

記

1 事業所名	株式会社ライフケア神戸支店
2 事業所所在地	神戸市兵庫区三川口町一丁目 1 番 35 号サハイツ兵庫 1 階
3 介護保険事業所番号	2870502503
4 指定更新年月日	平成 30 年 11 月 1 日
5 指定有効期限	平成 36 年 10 月 31 日
6 サービス種類	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

<留意事項>

1. 変更の届出について
指定された事業所の名称、所在地など法令で定める事項に変更が生じたときは、その旨を 10 日以内に神戸市長に届け出ること。
2. 廃止・休止・再開の届出について
指定された事業について廃止、休止する場合、その旨を 1 月前までに神戸市長に届け出ること。
指定された事業について再開した場合、その旨を 10 日以内に神戸市長に届け出ること。
3. 指定取り消しについて
厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができなくなるなど、介護保険法第 77 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項に該当する場合には、指定を取り消すことがあること。

担当者：神戸市保健福祉局介護指導課指定係
電話番号 322-6771